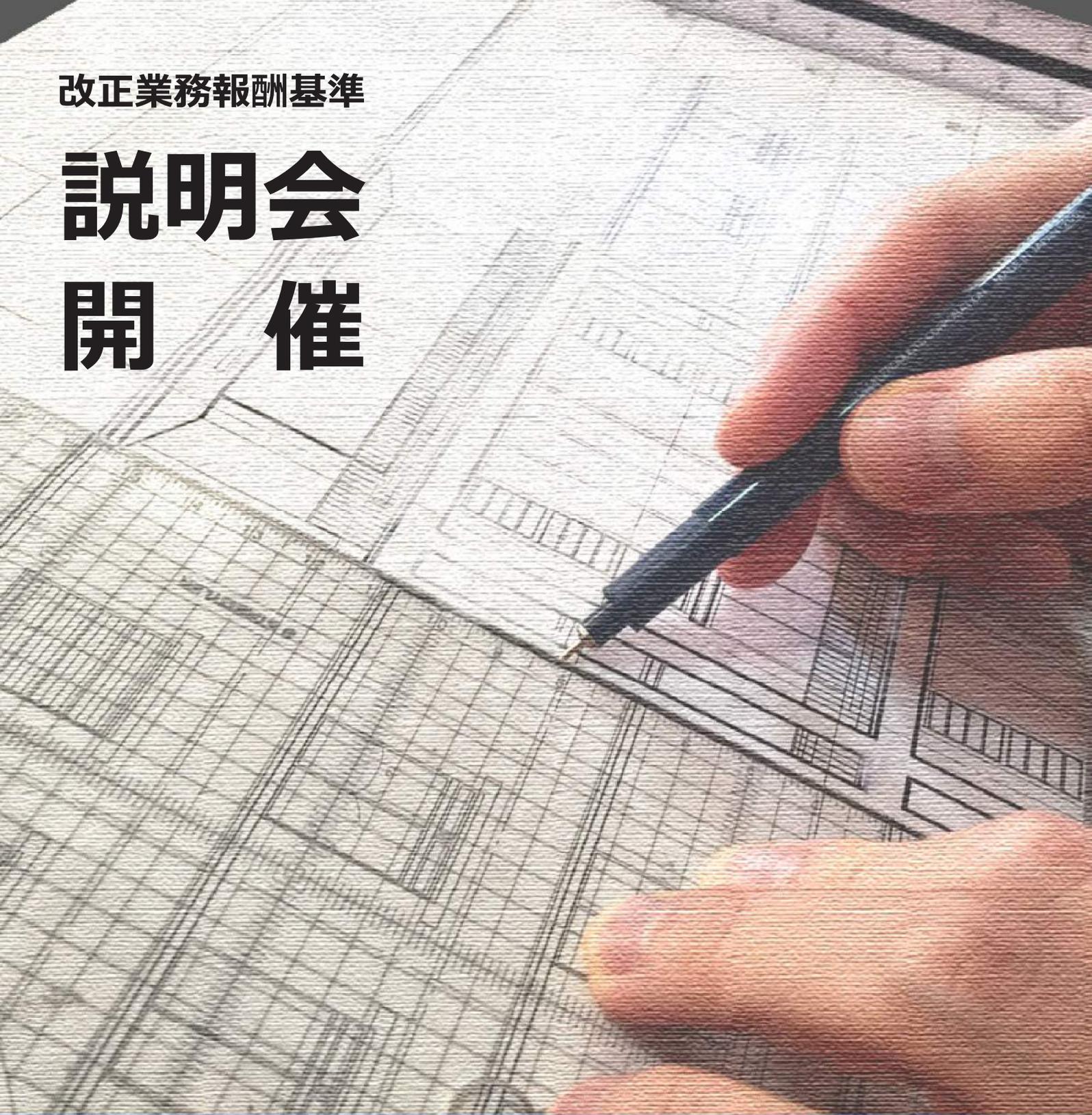


改正業務報酬基準

説明会 開催



建築士事務所の開設者がその業務に関して
請求することのできる報酬の基準が改正されました。

2019年
告示第98号
版

参加費
無料！

対面講習

3/14のみDVD講習

CPD
認定
プログラム
2単位

開催趣旨

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準が前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

主催等

主催：公益社団法人 日本建築士会連合会、公益社団法人 大阪府建築士会

共催（予定）：公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部
一般社団法人 日本建築構造技術者協会
一般社団法人 大阪府建築士事務所協会
一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部
一般社団法人 大阪府設備設計事務所協会
一般社団法人 建築設備技術者協会 近畿支部

協力：国土交通省

講義科目

- ①建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について
- ②改正建築士法の概要（情報提供）

開催概要 日時・定員・会場・申込先等

開催概要：	日付	時間	定員	会場
	2/20(水)	受付 13:00～	1000名	大阪国際交流センター 大ホール 大阪市天王寺区上本町8丁目2-6
	2/22(金) 満席	説明会 14:00	300名	大阪国際会議場 3階イベントホール 大阪市北区中之島5丁目3-51
	3/14(木) ※DVD講習	～ 16:00	150名	大阪府建築健保会館 6階ホール 大阪府中央区和泉町2-1-11

申込方法：お申込はWEBにてお申込みいただくか、下記申込書をFAXにてご送付ください。

予約ページQRコード



予約ページURL

<https://www.aba-osakafu.or.jp/reserve/>

お問い合わせ先：大阪府建築士会

TEL：06-6947-1961

FAX：06-6943-7103

申込書			
フリガナ		所属団体	
氏名		会員No.	
勤務先		所属	
TEL		部課名	
		FAX	
E-MAIL			
受講希望日	<input type="checkbox"/> 2/20(水)	<input checked="" type="checkbox"/> 満席(金)	<input type="checkbox"/> 3/14(木)